西尾市街区基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づき国土交通省が設置し西尾市が管理する街区基準点(以下「街区基準点」という。)の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において街区基準点とは、都市再生街区基本調査により 設置された街区三角点及び街区多角点をいう。

(管理の主体)

第3条 街区基準点に関する管理保全の担当課は、建設部都市計画課とする。

(街区基準点の使用手続)

- 第4条 街区基準点を使用しようとする者は、あらかじめ街区基準点使用 承認申請書(様式第1号)により市長に申請し、街区基準点使用承認書 (様式第2号)により承認を受けなければならない。この場合において、 街区基準点の使用後には街区基準点使用報告書(様式第3号)により使 用結果を報告しなければならない。
- 2 街区基準点を使用する者は、街区基準点使用承認書の写しを常時携行し、市職員又は街区基準点の設置されている土地、建物の所有者若しくは管理者(以下「土地所有者等」という。)の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、市長が適当と認める団体に係る街区基準 点の使用手続は、別に定める。

(工事施工の届出)

- 第5条 次に掲げる工事等を施工する者(以下「工事施工者」という。) は、あらかじめ街区基準点付近における工事施工届出書(様式第4号。 以下「工事施工届出書」という。)を市長に提出し、市長の指示に基づ き街区基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、次 条に定める申請をする場合においては、工事施工届出書の提出を省略で きるものとする。
 - (1) 掘削底面端から45度以上の線に街区基準点の構造物が入る掘削工 事等
 - (2) 車両及び重機等の振動が街区基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、街区基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為
 - (3) その他街区基準点の効用に支障を来たすおそれがあると市長が認める工事等

- 2 工事施工届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 位置図、断面図及び平面図(掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したもの)
 - (2) 引照点図又は市長が指示する測量資料
 - (3) 写真 (街区基準点並びに街区基準点周辺及び全引照点が確認できるもの)
- 3 工事施工者は、街区基準点付近における工事等が完了したときは、速やかに街区基準点付近における工事完了届出書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。
 - (1) 完了写真(街区基準点及び街区基準点周辺が確認できるもの)
 - (2) 街区基準点の異状の有無が確認可能な測量資料(着工前・完了後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく街区基準点の保全に必要な点検測量等の成果)

(一時撤去及び移転)

- 第6条 工事施工者は、街区基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合、あらかじめ街区基準点(一時撤去・移転)承認申請書(様式第6号)により市長に申請し、街区基準点(一時撤去・移転)承認書(様式第7号)により承認を受けなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 位置図及び平面図 (掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したもの)
 - (2) 写真 (街区基準点及び街区基準点周辺が確認できるもの)
 - (3) 再設置位置図 (新旧位置の関係が確認できるもの)
- 3 土地所有者等は、都合により街区基準点を一時撤去する必要が生じた ときは、街区基準点一時撤去請求書(様式第8号)を市長に提出するも のとする。

(再設置)

第7条 街区基準点の一時撤去、移転、損傷、滅失等をした者は、その者 の負担により、当該街区基準点を既設のものと同様の構造により再設置 しなければならない。ただし、地形の変動等により、既設と同一の構造 による設置ができないときは、この限りでない。

(設置工事)

- 第8条 前条の再設置工事(以下「再設置工事」という。)をしようとする者は、街区基準点の設置位置及び設置施工方法について、当該設置工事の施工前に市長と協議しなければならない。
- 2 再設置工事に係る街区基準点は、原則として既設のものを再度使用するものとする。ただし、損傷等により使用することができないときは、 この限りでない。

- 3 再設置工事の施工者は、設置工事が完了したときは、速やかに街区基準点設置工事完了届出書(様式第9号)に設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 4 再設置工事の施工者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第9条 街区基準点の再設置工事に要する費用(既設の街区基準点の取壊 し費用を含む。)は、当該工事の施工者が負担するものとする。

(廃止)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は当該街区基準 点を廃止することができるものとする。
 - (1) 土地所有者等から街区基準点の一時撤去の請求があった場合
 - (2) その他特段の事情がある場合

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、街区基準点の管理保全について 必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。